

労働者派遣法に基づく情報公開

概要

株式会社エッジプラスでは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（労働者派遣法）第23条第5項の規定に基づき、対象期間における労働者派遣事業の状況およびマージン率等の情報について、以下の通り公開いたします。

公開項目

対象事業所名	株式会社エッジプラス
所在地	東京都渋谷区代官山町 16-2 代官山フロント 5 階
対象期間	2024 年 9 月 1 日 ~ 2025 年 8 月 31 日
派遣労働者の数	3 人
派遣先の数	1 社
労働者派遣に関する料金の平均額 (1 日 8 時間当たり)	61,205 円
派遣労働者の賃金の平均額 (1 日 8 時間当たり)	22,497 円
マージン率	63.24%

マージン率について

マージン率は、派遣料金から派遣労働者の賃金を差し引いた金額が派遣料金に占める割合です。マージン率には以下の事業運営に必要な費用が含まれております。

- 社会保険料：雇用保険、厚生年金保険、健康保険、労災保険等の事業主負担分
- 有給休暇費用：派遣労働者が年次有給休暇を取得した際の賃金負担分
- 教育訓練費・福利厚生費・退職金：スキルアップのための研修費用、定期健康診断費用、退職金積立、福利厚生補助費等
- 会社運営費：採用活動費、事業所家賃、営業・管理担当者の人件費、通信費等

$$\text{マージン率} = (\text{労働者派遣の料金平均額} - \text{派遣労働者の賃金平均額}) \div \text{労働者派遣の料金平均額} \times 100$$

教育訓練・福利厚生・労使協定

教育訓練に関する事項

派遣労働者のキャリアアップに資する教育訓練として、新規採用者訓練、ビジネスマナー研修、情報セキュリティ研修、および職務遂行能力の向上を目的とした各種専門スキルアップ研修等を実施しております。

福利厚生に関する事項

各種社会保険完備（雇用保険、労災保険、健康保険、厚生年金保険）、年次有給休暇制度、定期健康診断、育児・介護休業制度、退職金積立等を整備し、働きやすい環境づくりに努めております。

労使協定に関する事項

労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づく労使協定の締結状況は以下の通りです。

- 締結の有無：労使協定を締結している
- 協定の対象となる派遣労働者の範囲：システム開発及び製品品質検証の業務
- 有効期間の終期：2026 年 3 月 31 日

【注記】本資料における公開内容、算出方法、および各種表記につきましては、最新の法令、厚生労働省および所管行政機関の案内やガイドラインを確認のうえ確定・公開しております。